

名 称	能美市自治公民館等施設整備補助金交付要綱（抜粋）
目 的	自治公民館等施設の新築、増改築、改修工事、設備工事に対する補助金の交付に関し必要な事項を定める。
<p>(交付基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助は、自治公民館等施設の新築、解体、増改築、改修工事、設備工事の整備をしようとする町会又は町内会に対して、毎年度、予算の範囲内において行なう。</li> <li>2. 補助金の交付を受けようとする町会又は町内会は、補助金交付申請書に次の書類を添えて市長に提出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業計画書</li> <li>2. 建物の配置図、平面図（さらに、新增改築のときは立面図）</li> <li>3. 工事請負契約をした場合は、契約書の写し</li> <li>4. その他必要と認める書類</li> </ol> </li> </ol> <p>(補助対象および限度額)</p> <p>▼交付対象：事業費が 1,000 万円以上のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新築…事業費（用地費、用地整備費、備品費を除く）に次の割合を乗じた額から国県補助金を差し引いた額（限度額 1,500 万円） <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯数が 50 世帯未満の場合 10 分の 9</li> <li>・世帯数が 50 世帯以上 100 世帯未満の場合 10 分の 8</li> <li>・世帯数が 100 世帯以上の場合 10 分の 7</li> </ul> （上記の「世帯数」とは、補助対象年度の前年度の 1 月 1 日時点における町会又は町内会加入世帯数をいう。） </li> </ol> <p>▼交付対象：取得費が合計 500 万円以上のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 空き家の取得（敷地の取得が伴うもの）…取得費の 3 分の 2（限度額 1,000 万円）</li> </ol> <p>▼交付対象：取得費が 100 万円以上のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 空き家の取得…取得費の 2 分の 1（限度額 500 万円）</li> </ol> <p>▼交付対象：事業費が 50 万円以上のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 解体…事業費の 3 分の 1（限度額 500 万円）</li> <li>5. 増改築・改修…事業費の 2 分の 1（限度額 500 万円）</li> <li>6. 駐車場・排水路等構造物の新設・改修…事業費の 2 分の 1（限度額 500 万円）</li> <li>7. 下水道供用開始に伴うトイレ等の改修…事業費の 2 分の 1（限度額 500 万円）</li> <li>8. 冷暖房設備等の設置・改修工事…事業費の 2 分の 1（限度額 500 万円）</li> </ol> <p>▼交付対象：事業費が 5 万円以上のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>9. 消防設備等の取付・取替工事…事業費から 5 万円を差し引いた額の 2 分の 1（限</li> </ol>	

度額 22 万 5 千円)

(補助金の交付)

1. この補助金の交付を受けた町会又は町内会は、補助金の交付を受けた年度から新築の場合は 15 年間、解体又は増改築等の場合は 5 年間、同種の事業にかかる補助金の交付は受けられない。但し、緊急止むを得ない場合はこの限りではない。
2. 補助金の額は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。

(事務担当)

この要綱に基づく補助金に関する事務は、教育委員会まなび文化スポーツ課 (TEL : 58-2272、場所 : 根上分室 1 階) で担当する。

※補助金を受けようとする町会又町内会は、補助事業実施の前年 10 月末までに要望書を提出するものとする。

電子申請はこちらの URL もしくは QR コードから申請して下さい

【URL】

[https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=1134](https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1134)

【QR コード】



- ※平成 17 年 2 月 1 日から施行
- ※令和 4 年 4 月 1 日改正
- ※令和 5 年 4 月 1 日改正
- ※令和 6 年 4 月 1 日改正